

八王子市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙による危険等の防止について、市、市民、事業者及び喫煙者の責務を明らかにするとともに、喫煙者と非喫煙者とが協力し合い、安全な歩行空間を確保し、もって相互が共存できる快適な地域環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「路上喫煙」とは、道路、駅前広場その他一般交通の用に供する場所でたばこを吸うことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙による危険等の防止について、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、喫煙者の喫煙マナーの向上を図るために必要な広報、啓発その他の活動を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、地域社会の一員として、市が実施する路上喫煙による危険等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上喫煙による危険等の防止に関する施策の重要性を認識し、市と連携して関連施策の実施に努めなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 喫煙者は、他人の迷惑となる路上喫煙をしてはならない。

2 喫煙者は、喫煙マナーを自覚し、路上喫煙をするときは、備付けの灰皿、携帯用の吸殻入れ等を使用し、吸殻を適正に処理しなければならない。

(歩行中の路上喫煙の禁止)

第7条 何人も、歩行中（自転車の運転中を含む。）に路上喫煙をしないように努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定等)

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、特別な措置を講ずる必要があると認める区域を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定により指定した禁止地区の区域を変更し、又は指定を解除することができる。

3 市長は、第1項の規定により禁止地区を指定し、又は前項の規定により禁止地区の区域を変更し、若しくは指定を解除するときは、市規則で定める事項を告示するとともに、その周知を図らなければならない。

(禁止地区における路上喫煙の禁止)

第9条 何人も、禁止地区の区域内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定する場所においては、この限りでない。

(指導及び命令)

第10条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対して、必要な措置を命ずることができる。

(過料)

第11条 前条第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。